

議第69号「寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について」の資料

指定管理者の候補者選定結果

1 募集期間 令和5年10月4日から令和5年11月6日まで

2 申請団体 2団体

3 選定方法

選定基準に基づき、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の審査を経たうえで、指定管理者の候補者を選定した。

4 選定結果

選考基準	項目	基準点	選定団体	A団体
(1) 市民の平等な利用が確保されること	1 施設運営に関する方針	3	3	3
	2 利用目的に沿った施設の有効活用方策	6	6	6
	3 自主事業による施設の有効活用方策	2	8	2
	4 個人情報の保護対策	3	3	3
	5 利用者への施設に関する情報の提供	3	3	3
(2) 施設の管理を安定して行う能力を有しているものであること	6 財務の健全性	5	5	5
	7 適正な人員配置	3	3	3
	8 人材育成及び研修の実施	3	3	3
	9 類似施設等の管理実績(管理実績や受託実績が不良の場合減点)	2	6	10
	10 緊急時の対策	3	3	3
	11 苦情対応及びトラブルの未然防止対策	3	3	3
	12 環境配慮の推進	3	3	3
(3) 施設の適切な維持管理に係る経費の縮減が図られるものであること	13 提案金額	2	2	2
	14 提案金額の実効性	10	10	10
	15 歳入確保の方策	1	1	1
合計		52	62	60

【評価の理由】

- ・「3 自主事業による施設の有効活用方策」については、提案がないためA団体は「2」の評価とし、選定団体については自主事業として寒河江駅歩行者専用自由通路という公共スペースを活用し様々な創意工夫をこらしたイベントの企画、活気づくりを提案しているので「8」の評価とした。
- ・「9 類似施設等の管理実績」については、A団体は現在当該施設の指定管理者の実績があることから「10」の評価、選定団体は類似する施設に関する管理業務実績があることから「6」の評価とした。